

行方不明者発見活動に関する規則等の解釈、運用等について（通達）

最終改正 令和5.2.21 例規務第4号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）及び行方不明者発見活動に関する訓令（平成25年京都府警察本部訓令第1号。以下「訓令」という。）を適正に運用するため、みだしのことについて下記のように定め、平成25年2月1日から実施することとしたから、適正に運用されたい。

なお、次に掲げる通達は、廃止する。

- 1 身元不明死体の身元確認事務改正について（昭和38.1.25：8京鑑第60号、8京捜一第36号、8京防第21号）の例規通達
- 2 行方不明者発見活動の実施要領について（平成23.12.22：㊦一般生対・地域・少・刑企・捜一・鑑・情第269号）の一般通達

記

- 1 特異行方不明者の解釈（規則第2条、訓令第2条関係）
 - (1) 凶悪犯被害者（規則第2条第2項第1号、訓令第2条第1項第1号関係）

規則第2条第2項第1号に規定する「生命又は身体に危険が生じているおそれがある」とは、既に生命又は身体に危害が加えられているおそれがある場合のほか、将来危害が加えられるおそれがある場合をいう。
 - (2) 福祉犯被害者（規則第2条第2項第2号、訓令第2条第1項第2号関係）
 - ア 規則第2条第2項第2号に規定する「少年の福祉を害する犯罪」とは、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第37条に規定する福祉犯をいう。
 - イ 規則第2条第2項第2号に規定する「被害にあうおそれがある」とは、単に本人の性別、年齢等の一般的事情だけでなく、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、家庭環境等の個別具体的な事情により、行方不明後に少年の福祉を害する犯罪の被害にあう蓋然性が高いことをいう。
 - (3) 事故遭遇者（規則第2条第2項第3号、訓令第2条第1項第3号関係）

規則第2条第2項第3号に規定する「行方不明となる直前の行動その他の事情」とは、行方不明となる直前の行動、気象条件、地形等の個別具体的な事情をいう。
 - (4) 自殺企図者（規則第2条第2項第4号、訓令第2条第1項第4号関係）

規則第2条第2項第4号に規定する「平素の言動その他の事情」とは、行方不明者の平素の言動、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等の個別具体的な事情をいう。
 - (5) 自傷他害のおそれのある者（規則第2条第2項第5号、訓令第2条第1項第5号関係）
 - ア 規則第2条第2項第5号に規定する「精神障害の状態にあること」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する状態にあることをいう。
 - イ 規則第2条第2項第5号に規定する「危険物を携帯していること」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条に規定する銃砲又は刀剣類、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬類、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第3

03号) 第2条に規定する毒物又は劇物等を携帯していることをいう。

ウ 規則第2条第2項第5号に規定する「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」とは、性格、素行、言動、行方不明後の状況、過去の病歴等の個別具体的な事情により、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることをいい、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす意思があるかを問わない。

(6) 自救無能力者（規則第2条第2項第6号、訓令第2条第1項第6号関係）

ア 規則第2条第2項第6号に規定する「年少者」とは、おおむね13歳以下の者をいう。

イ 規則第2条第2項第6号に規定する「自救能力がない」とは、当該行方不明者のみで生活する能力がないことをいう。

2 行方不明者発見活動の基本（規則第3条関係）

行方不明者発見活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とする。

(1) 迅速かつ的確な対応（規則第3条第1号関係）

行方不明者発見活動の目的である行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、行方不明者に係る取扱いについては、迅速かつ的確に対応すること。

(2) 必要な捜査の実施（規則第3条第2号関係）

行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、事案に応じ、必要な捜査を確実に行うこと。

(3) 関係者の名誉及び生活の平穏に対する配慮（規則第3条第3号関係）

行方不明者発見活動を行うに当たっては、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等関係者のプライバシーに関わる事項を扱うことから、これらの事項の取扱いについて十分な注意を払い、行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穏を害することがないように配慮すること。

(4) 警察の組織的機能の発揮（規則第3条第4号関係）

行方不明者発見活動を行うに当たっては、生活安全部門のみならず、各部門及び関係都道府県警察と緊密に連携し、警察全体として行方不明者発見活動に取り組むことにより、警察の組織的機能を発揮すること。

3 行方不明者届の受理等（規則第6条及び第7条、訓令第5条関係）

(1) 行方不明者届の受理（規則第6条、訓令第5条第1項関係）

ア 行方不明者届をしようとする者

(ア) 行方不明者の後見人

規則第6条第1項第1号に規定する「法人の代表者その他当該法人において行方不明者の後見の事務に従事する者」とは、法人の代表者又は法人に属して後見に係る業務に従事する者であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

(イ) 事実上婚姻関係と同様の事情にある者

規則第6条第1項第2号に規定する「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦として認められないが、社会通念上夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係にある者をいう。

(ウ) 行方不明者の福祉に関する事務に従事する者

規則第6条第1項第4号に規定する「行方不明者の福祉に関する事務に従事する者」

とは、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）の職員、行政又は社会福祉法人が運営する各種の福祉サービスに従事する者等であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

(エ) 行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者

規則第6条第1項第4号に規定する「行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、行方不明者の同居人、雇主その他の行方不明者の身上、安全等を配慮する立場にある者であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

イ 留意事項

本邦内を旅行中の国外居住者について行方不明者届がなされたときは、宿泊地を居所として取り扱うこと。

(2) 行方不明者届の受理時等の措置（規則第7条、訓令第6条関係）

ア 警察署長（以下「署長」という。）は、行方不明者届を受理したときは、届出人に対し、警察が行う行方不明者発見活動について正確な知識を与え、行方不明者届説明確認書（別記様式第1。以下「説明確認書」という。）により発見等の通知をしないこと又は通知する事項を限ることがあること及びストーカー事案等であることが判明したときは本人の同意がある場合を除き通知しないことについて説明の上、届出人から行方不明者発見活動に必要な情報の提供を受けられるようにすること。

イ 署長は、前記3の(2)のアの説明をしたときは、説明確認書に届出人から署名等を受けること。この場合において、当該説明確認書の写しを作成して届出人に交付し、説明確認書は行方不明者届出書（規則別記様式）に添付しておくこと。

4 事案の引継ぎ（規則第9条、訓令第8条関係）

署長は、規則第9条第1項の規定による引継ぎをしたときは、届出人に対し、行方不明者発見活動を主体となって行う引継先の警察署の窓口担当者を確実に通知すること。

5 特異行方不明者の判定（規則第11条、訓令第10条関係）

(1) 判定の方法

行方不明者届を受理した署長（規則第9条第1項の規定により引継ぎを受けた署長を含む。以下「受理署長」という。）は、警察署の生活安全課長又は当直長の行方不明者に係る報告の内容、規則第7条第1項に規定する聴取の内容、規則第10条に規定する情報、行方不明者発見活動を通じて得られた情報等を総合的に勘案し、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを自ら判定すること。

(2) 随時の判定

前記5の(1)の規定による判定後、特異行方不明者の判定に資する情報が得られる場合があるなど、行方不明者に係る状況は変化することから、受理署長は、随時、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを判定すること。

(3) 留意事項

規則第11条に規定する「行方不明者発見活動を通じて得られた情報」には、行方不明となる特段の原因・動機がないといった「情報が得られなかった」という消極的な情報を含み、また、規則第2条第2項第3号に規定する「行方不明となる直前の行動その他の事情

」には、「行方不明となる特段の原因・動機がない」という事情を含むことから、受理署長は、特異行方不明者に該当すると判断できる具体的な情報はない一方で、自発的な家出を伺わせるような情報も把握できない事案については、事故遭遇者（行方不明者の年齢、性別等から他の類型の特異行方不明者とするのが妥当と認められるときは、事故遭遇者以外の類型のもの）に該当することとして、特異行方不明者と判定することができるので特に留意すること。

6 行方不明者の発見のための活動（規則第3章、訓令第11条―第18条関係）

(1) 一般的な行方不明者発見活動（規則第12条―第19条、訓令第11条―第16条）

ア 警察施設の掲示板等の利用する公表

行方不明者公表資料（行方不明者に関する情報として一般に公表する資料をいう。以下同じ。）を警察施設の掲示板等に掲示する場合は次によること。

(ア) 用紙の規格及び記載する事項

受理署長は、規則第14条第1項の規定により公表する資料を作成するときは、次に掲げるところによることとし、訓令第12条第2項に規定する届出人その他関係する者に対して教示するときにあっても、同様に作成するよう教示すること。

a 日本産業規格A4版（210mm×297mm）とし、縦に用いること。

b 当該行方不明者の写真を可能な限り掲載すること。

c 左横書きで、次の事項を記載すること。

(a) 受理警察署及び受理番号

(b) 呼びかけ文

(c) 氏名及び年齢

(d) 特徴、服装等

(e) 行方不明となった状況

(f) 連絡先

d 作成上の留意事項

謝礼金等後刻紛議となるおそれがある内容は記載しないこと。

(イ) 資料の送付

受理署長は、他の署長に対し行方不明者公表資料の掲示を依頼するときは、あらかじめ人身安全対策課長に連絡した後、府内の署長に依頼する場合にあつては直接に、他の都道府県警察の署長に依頼する場合にあつては当該都道府県警察本部の行方不明者発見活動を主管する課の長にそれぞれ送付すること。

(ウ) 行方不明者公表資料の掲示

前記6の(1)のアの(イ)に規定する依頼を受けた府内の署長は、行方不明者公表資料を警察署、交番、駐在所等警察施設の掲示板等に掲示するよう努めること。

イ インターネットの利用による公表

行方不明者公表資料をインターネットを利用して公表するときは、別に定めるところにより人身安全対策課長を通じて行うこと。

ウ 公表の終了

公表して3箇月以内に当該行方不明者に係る行方不明者公表資料の公表がなくなつたときは、速やかに、当該行方不明者公表資料の回収、削除等を行うこと。

エ 鑑識課長による保管等

鑑識課長は、行方不明者届受理票の写し及び身元不明死体票の整理及び保管に当たっては、次の区分及び順序により行うこと。

(ア) 男女別

(イ) 行方不明又は死亡年（推定）

(ウ) 行方不明者の年齢又は死亡者の年齢（推定）

(エ) 行方不明又は死亡月日（推定）

(2) 特異行方不明者の発見活動（規則第20条―第24条、訓令第17条、第18条関係）

ア 受理署長の措置

(ア) 受理署長は、特異行方不明者についてはその生命又は身体に危険が及んでいるおそれがあることから、捜査を含めた適切な措置を迅速かつ的確にとるとともに、届出人その他関係者と適時連絡を取り特異行方不明者の発見に資する情報等の収集に努めること。

(イ) 受理署長は、特異行方不明者の発見に必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体又は関係事業者（以下「関係行政機関等」という。）の協力を求めることになることから、特異行方不明者の発見活動に協力を得ることができるよう、支障のない範囲で当該事案の内容等について周知するとともに、日ごろから連絡のための窓口を設定するなど特異行方不明者の発見活動のための関係行政機関等との連携体制を構築すること。

イ 特異行方不明者手配

(ア) 手配の種別

a 規則第21条第1項第1号に規定する「立ち回り見込先」とは、居所、友人宅等の行方不明者の立ち回りが予想される場所をいう。

b 規則第21条第1項第2号に規定する「立ち回り見込地域」とは、行方不明者の立ち回りが予想される地域であって、おおむね市区町村以下の範囲のものをいう。

c 規則第21条第1項第2号に規定する「就業が予想される業種等が判明しているとき」とは、特異行方不明者が就業していると予想される業種のほか、特異行方不明者の宿泊先、居住先等の当該地域において行方不明者発見活動を行う上で参考となる事情が判明していることをいう。

(イ) 留意事項

特異行方不明者手配は、当該特異行方不明者の要保護性、危険性、事案の重大性、特異行方不明者を発見する手掛かりの有無等を勘案し、手配を受けた署長が当該特異行方不明者を発見することが期待できる場合に行うこと。

(ウ) 有効期間の更新

特異行方不明者手配は、手配先の署長に対し規則第23条に規定する措置を義務付けるものであることから、受理署長は、手配の必要性等を適切に判断した上で、手配の有効期間を更新すること。

7 行方不明者の発見時の措置（規則第4章、訓令第19条、第20条関係）

(1) 行方不明者が発見された場合の署長の措置（規則第25条、訓令第19条関係）

届出人に対する発見の通知の要否は受理署長により判断されることが適当であることから、行方不明者を発見した場所を管轄する署長（受理署長を除く。）は、行方不明者に対し届

出人への連絡を促すとともに、受理署長に必要な連絡を行うなどの措置をとり、自らは届出人その他関係者に発見の通知をしないこと。

(2) 届出人に対する通知（規則第26条関係）

ア 規則第26条第1項に規定する「当該行方不明者の意思その他の事情」とは、当該行方不明者の意思、年齢等をいう。

イ 届出人からストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等若しくは同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等又は同条第4項に規定するストーカー行為をされていた場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けていた場合等において、当該行方不明者の同意を得て届出人に対し連絡をするときは、当該行方不明者から同意書（別記様式第2）を徴すること。

8 行方不明者届がなされていない場合等の特例（規則第30条、訓令第23条関係）

規則第30条に規定する「その他特に必要があると認められるもの」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 身寄りのない単身者、一家全員が行方不明となっている者等であって、規則第6条第1項各号に掲げる者が判明しないもの

(2) 規則第6条第1項各号に掲げる者からの行方不明者の届出が期待できない者

9 専決等

(1) 署長は、別表の1に掲げる事務については主務課長に専決させ、別表の2に掲げる事務については担当職員に処理させることができる。

(2) 前記9の(1)の事務を行う場合において、訓令第4条第3項に規定する行方不明者事案指揮簿（訓令別記様式第1号）により署長指揮を受けるときは、行方不明者届受理票（訓令別記様式第2号）等の必要書類を添付すること。

（別表省略）

行方不明者届説明確認書

警察署

届出人の皆様へ

1 警察では、行方不明者届を受理した場合、警察庁情報管理システムに登録するとともに、各種の警察活動を通して行方不明者発見の活動を行います。

2 行方不明者を発見した場合の措置

- 原則として、届出人に対し、発見された日時、場所などを通知します。

ただし、行方不明者が発見された場合であっても

- 行方不明者の意思その他の事情を考慮し、届出人に対し、通知しないこと又は通知する事項を限ることがあります。

さらに、行方不明者が

- ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定されているつきまとい等若しくは位置情報無承諾取得等又はストーカー行為をされていた場合
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定されている配偶者からの暴力等を受けていた場合

に該当すると認められるときは、発見された行方不明者の同意がある場合を除いては、届出人に対し通知をすることはありません。

3 その他

- 行方不明者に関する新たな情報を得た場合
- 行方不明者の帰宅を確認した場合
- 行方不明者の所在を確認した場合
- 届出人の方の住所や連絡先が変更される場合

には、必ず届出をした警察署（引継ぎが行われた場合は、引継先警察署）まで御連絡ください。

年 月 日

氏名

同意書

警察において、私に関する行方不明者届を受理しており、届出人は、

(届出人氏名)

であると聞きました。

私は、届出人から

- つきまとい等若しくは位置情報無承諾取得等又はストーカー行為をされていました。
- 配偶者からの暴力等を受けていました。
- その他 ()

届出人に対し、

- 生存のみ
- 私の住所又は居所、電話番号等
- その他 ()

について連絡することを同意します。

年 月 日

氏名